(3) 青色申告者 (単位:人)

区分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
70万円以下	865	4	153	1,022
100 "	1,608	9	353	1,970
150 "	3,658	100	1,267	5,025
200 "	4,278	237	1,865	6,380
250 "	4,457	401	2,103	6,961
300 "	3,957	559	2,132	6,648
400 "	5,768	1,418	3,680	10,866
500 "	3,621	1,564	3,045	8,230
600 "	2,086	1,568	2,232	5,886
700 "	1,303	1,404	1,719	4,426
800 "	775	1,214	1,414	3,403
1,000 "	904	1,496	2,042	4,442
1,200 "	446	790	1,137	2,373
1,500 "	476	496	1,008	1,980
2,000 "	493	265	981	1,739
3,000 "	398	98	800	1,296
5,000 "	311	17	558	886
5,000万円 超	210	3	345	558
合 計	35,614	11,643	26,834	74,091

調査対象等:平成14年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、 それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明:青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、 青色申告といわれている。

青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。